

厚生労働大臣

塩崎恭久 様

要 望 書

平成28年2月16日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

国民健康保険の被保険者に係る保険税の減免及び一部負担金の免除並びに介護保険の被保険者に係る保険料の減免及び利用者負担の免除に対する財政支援については、再三にわたり、南相馬市全域を対象として財政支援することを強く要望してきたところであります。

しかしながら、未だに、一部の地域については対象外となっており、市民の間に不公平感が増長し地域コミュニティの分断が深刻となっております。

当市においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市域全体が避難するなど、市域一体で対応してきた経過があることから、市民が一丸となって復興を推し進めていくためには、対象外となっている一部地域を含めた市域全体への財政支援が不可欠であります。

つきましては、次の事項について改めて強く要望します。

記

1. 国民健康保険税及び介護保険料の減免について

国民健康保険税及び介護保険料の減免については、対象外となっている南相馬市の一部の地域においても財政支援をすること。

2. 国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除について

国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除については、対象外となっている南相馬市の一部の地域においても財政支援をすること。

以上